

## 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の皆さんへ

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在交付されている受給者証の有効期限が平成23年7月31日となっていますので、8月1日を基準日として、平成22年中の所得をもとに負担区分判定を行ない、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### 一部負担金割合(1割・3割)の判定基準

平成22年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。

課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として「3割」になります。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が一人となつたことにより、一部負担金割合が「3割」になった場合、収入が383万円以上(課税所得が145万円以上)で、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入の合計が520万円未満の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

**自己負担割合の確認をお願いします**  
8月1日を基準日として一部負担金割合の負担区分判定が行われます。平成22年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。課税所得が145万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として、「3割」になります。ただし、その該当者の前年の収入の合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

落としになります。口座振替を希望する場合は最寄りの金融機関でお申し込みください。申し込んだ翌月からの振替になります。

なお、昨年10月以降に75歳になつた方や10月以降に転入した方は、今年10月から特別徴収が開始される場合があります。この場合、納付通知書の特別徴収の10月の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

**社会保険等の被扶養者**  
後期高齢者医療制度加入前に社会保険等の被扶養者だつた方は、引き続き保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」の9割が軽減されますので、1割を納めていただきます。

落としになります。口座振替を希望する場合は最寄りの金融機関でお申し込みください。申し込んだ翌月からの振替になります。

なお、昨年10月以降に75歳になつた方や10月以降に転入した方は、今年10月から特別徴収が開始される場合があります。この場合、納付通知書の特別徴収の10月の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

### 納付方法の変更について

年金からの保険料の天引きを中止したい場合は、「納付方法変更申出書」を提出し、口座振替の手続きをする必要があります。ただし、これまでの納付状況等から変更申出が認められない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／保険年金課(☎ 581-211内線111)へ。

介護保険は、「介護保険法」に定められている制度で、40歳以上の方が全員

※一部負担金割合が「1割」と判定された70歳以上75歳未満の方の自己負担割合は、平成24年4月1日から「2割」になる予定です。  
問い合わせ／保険年金課(☎ 581-211内線113、114)へ。

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

現在交付されている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は平成23年7月31日までとなっています。そのため、新しい被保険者証を7月下旬までに送付しますので、大切に保管し、8月からは新しい被保険者証を使用してください。

有効期限の切れた被保険者証は、8月以降、保険年金課へ返却するか、自分で処分してください。

8月1日を基準日として一部負担金割合の負担区分判定が行われます。平成22年中の住民税の課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。課税所得が145万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として、「3割」になります。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が一人となつたことにより、一部負担金割合が「3割」になった場合、収入が383万円以上(課税所得が145万円以上)で、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入の合計が520万円未満の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

落としになります。口座振替を希望する場合は最寄りの金融機関でお申し込みください。申し込んだ翌月からの振替になります。

なお、昨年10月以降に75歳になつた方や10月以降に転入した方は、今年10月から特別徴収が開始される場合があります。この場合、納付通知書の特別徴収の10月の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

ただし、その該当者の前年の収入の合計額が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

**後期高齢者医療制度の保険料納付通知書等を発送します**  
後期高齢者医療の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。被保険者ひとりに課されます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、保険料の本算定を実施し、被保険者の一年間の保険料を決定します。

保険料を記載した納付通知書、または保険料額決定通知書を7月中旬に郵送しますので、記載内容をご確認ください。

## お使いですか？ジエナリック医薬品（後発医薬品）

薬代が3割以上安くなることもあります

近年、町の国民健康保険の医療費は増加を続けており、国民健康保険特別会計赤字になる大きな要因となっています。厚生労働省は、患者の自己負担の軽減とともに、国保財政の健全化のため、「ジエナリック医薬品」の利用を促進しています。

かかりつけの医師や薬剤師と相談しながら、使用してみてはいかがでしょうか。

新たに「ジエナリック医薬品」とはどういう薬ですか？

Q1 新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ成分、効能、効果を持つものとして、製造、販売される医薬品のことです。

Q2 先発医薬品とジエナリック医薬品の違いはですか？

A1 新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ成分、効能、効果を持つものとして、製造、販売される医薬品のことです。

Q3 ジエナリック医薬品に変更するにはどうしたらよいのですか？

A2 品質的な違いはないと言われています。先発医薬品は開発に長い年月と多額の開発費用が必要と言われるのに対し、ジエナリック医薬品は先発医薬品の特許期間が切れかから作られるため、開発期間が短く、低コストな薬となります。厚生労働省では、「代が3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります」とPRしています。

Q4 ジエナリック医薬品を希望するにはどうしたらよいのですか？

A3 ジエナリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

なお、昨年、町の国民健康保険において送付しました。今年も同様のチラシを9月に送付しますので、チラシの中にある「希望カード」を切り取って、保険証と一緒に医療機関や薬局の窓口へ提示し、「ジエナリック医薬品を希望すること」をお伝えください。「希望カード」がなくても、変更の申出は可能です。

Q5 ジエナリック医薬品に変更するにはどうしたらよいのですか？

A4 品質的な違いはないと言われています。先発医薬品は開発に長い年月と多額の開発費用が必要と言われるのに対し、ジエナリック医薬品は先発医薬品の特許期間が切れかから作られるため、開発期間が短く、低コストな薬となります。厚生労働省では、「代が3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります」とPRしています。

Q6 ジエナリック医薬品に変更するにはどうしたらよいのですか？

A5 ジエナリック医薬品を希望するにはどうしたらよいのですか？

Q7 ジエナリック医薬品に変更